

基幹統計調査の承認の状況

(平成 30 年 11 月 1 日～平成 30 年 11 月 30 日分)

平成 30 年 12 月 17 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成 31 年(2019 年)5 月分からの医療施設調査動態調査の実施に当たり、改元に伴い、「届出受理又は処分等」を行った年月日を把握する調査事項の「元号」部分について、「昭和」又は「平成」のいずれかをプルダウンから選択する方式から、直接元号を記入する方式に変更	H30.11.22

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。